

論文

朝鮮人戦時労働者（所謂「徴用工」）の実態について —韓国大法院判決の原告を中心に—

勝岡 寛次（明星大学戦後教育史研究センター）

はじめに

日韓関係の根幹を揺るがす判決が、このところ立て続けに韓国の大法院（最高裁）から出ている。朝鮮人戦時労働者を日本が「強制連行」「強制労働」させたという、正に日韓の歴史認識にも関わる問題でもあるが、残念ながらこの問題に関する既存の研究は、「強制連行」肯定派の独壇場になっている現実がある。

所謂慰安婦「強制連行」は別として、中国人や朝鮮人の「強制連行」「強制労働」に関する文献がどれほどあるのかを、「強制連行」を否定する立場の文献も含めて筆者は一年ほど前に半年かけて調査し、その成果は文献目録として本誌第2号と第3号に、二度にわたって掲載した¹⁾。

そこで改めて判ったことは、この問題についての保守の側の研究が、如何に手薄でしかないかということである。戦時労働者の「強制連行」「強制労働」に関する文献は、朝鮮人だけでなく中国人のそれも含めると、筆者の調査では全部で1,357点に上ったが、その内、「強制連行」「強制労働」を否定する側の文献は、僅か109点に過ぎなかった²⁾。文献の数の上だけで言うと、「強制連行」に疑義を表明する文献は、「強制連行」を主張する側の十三分の一しかない。後は全て、「強制連行」「強制労働」派の文献であり、文献量だけを比較しても、前者は圧倒的な劣勢にあると言わざるを得ない。

特に今回のような朝鮮人戦時労働者、所謂「元徴用工」裁判のような、戦後補償裁判に関する文献に限って言うと、この差はもっと極端な数字になる。裁判関連の文献について言うと、「強制連行」肯定派の文献は371点以上あるのに対して、否定派の文献はたったの16点しかない。飽くまでこれは数の上だけの比較だが、実に23：1という圧倒的な差がある。

所謂「徴用工」と呼ばれている人たちを含む、朝鮮人戦時労働者の実態の解明は急務だが、保守派はこの問題をあまり突っ込んで研究しておらず、また研究の蓄積もない。本稿も朝鮮人戦時労働者の実態の全容解明を意図するのではなく、昨秋の韓国大法院判決の原告に限定して、その実態を検討してみようという試みに過ぎない。

そのことを、最初にお断りしておきたい。

韓国大法院判決に至るまでの、日韓両国の裁判の流れ

昨年（2018）10月30日に新日鉄住金に対する大法院判決が出され、同年11月29日には三菱重工に対する二つの大法院判決が出された。都合三つの韓国の最高裁判決が出て、司法判断が下されたわけだが、三つの裁判とも、実は全て日本でも同様の訴訟が起され

ており、最高裁まで行って、それが全て敗訴になった後に、韓国で同様の訴訟を起している事実がある。

それを裁判別に一覧表にしたのが、表 1～表 3（判決欄の●はネットの「日本戦後補償裁判総覧」から、■は「韓国戦後補償裁判総覧」から、判決文を入手可能）である。

表 1 新日鉄住金・朝鮮人戦時労働者訴訟（2018. 10. 30、大法院判決）

原告	裁判所	提訴	判決	備考
韓国人戦時労働者 2 名	大阪地裁	1997.12.24	2001.3.27 棄却●	「強制連行」の事実は認めず、「強制労働」の事実は認めた。原告敗訴
	大阪高裁	2001	2002.11.19 棄却●	原告敗訴
	最高裁	2002	2003.10.9 棄却	原告敗訴
原告	裁判所	提訴	判決	備考
韓国人戦時労働者 5 名 (内 2 名は同上原告) (控訴審から原告 4 名)	ソウル地方法院	2005.2.28	2008.4.3 棄却	原告敗訴
	ソウル高等法院	2008.4.24	2009.7.16 棄却	原告敗訴
	大法院	2009.8.5	2012.5.24 高裁差戻■	←「韓国併合」100 年共同声明(2010)
	ソウル高等法院	2012.5.24	2013.7.10 認定■	4 億ウォンの支払い命じ、原告勝訴
	大法院	2013.7.30	2018.10.30 認定■	同上確定し、原告勝訴

表 1～3 とも、それぞれ二つの表から成っているが、上の表が日本での裁判、下の表がそれを受けた韓国の裁判である。表 1 の新日鉄住金の裁判の場合は、2003年に日本の最高裁で原告が敗訴した後の2005年に、ソウル地裁に改めて提訴し（原告 5 名の内 2 名は、日本の裁判でも原告だった）、韓国でも敗訴を重ねたが、2012年に大法院が高等法院（高裁）へ判決を差し戻したのが転機となり、2013年には原告は高裁で逆転勝訴、それが確定したのが2018年10月30日の大法院判決という流れである。

表 2 三菱名古屋・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟（2018. 11. 29、大法院判決）

原告	裁判所	提訴	判決	備考（歴史認識問題の判断）
韓国人女子勤労挺身隊 被害者 6 名・遺族 1 名	名古屋地裁	1999.3.1	2005.2.24 棄却●	原告敗訴
	名古屋高裁	2005.3.9	2007.5.31 棄却●	原告敗訴
	最高裁	2007.6	2008.11.11 棄却	原告敗訴
原告	裁判所	提訴	判決	備考（歴史認識問題の判断）
韓国人女子勤労挺身隊 被害者 4 名・遺族 1 名	光州地方法院	2012.10.24	2013.11.1 認容■	6 億 8 千万ウォン（6,200 万円） の支払い命じ、原告勝訴
	光州高等法院	2013.12.10	2015.6.24 認容■	原告勝訴
	大法院	2015.7.30	2018.11.29 認容■	原告勝訴

三菱重工の裁判の場合は、二つの大法院判決があるが、元朝鮮女子勤労挺身隊員が原告となり、三菱名古屋を訴えた裁判（表 2）では、2008年に日本の最高裁で原告敗訴と

なった後の2012年に光州地裁に提訴（原告5名はいずれも日本の裁判でも原告だった）、原告勝訴を勝ち取り、最終的に2018年11月29日に原告勝訴が確定した。

表3 三菱広島・元徴用工被爆者未払賃金等請求訴訟（2018.11.29、大法院判決）

原告	裁判所	提訴	判決	備考
韓国人徴用被爆者 46 名 (第一次提訴：原告 6 名) (第二次提訴：原告 40 名)	広島地裁	1995.12.11 (第一次) 1996.8.29 (第二次)	1999.3.25 棄却●	原告敗訴
	広島高裁	1999.4.2	2005.1.19 一部認容●	原告敗訴
	最高裁	2005.1.27 (国上告)	2007.11.1 上告棄却●	原告敗訴
		2005.2.1 (原告上告)	2007.11.1 上告棄却●	原告敗訴

原告	裁判所	提訴	判決	備考（歴史認識問題の判断）
韓国人徴用被爆者 6 名 (内 5 名は同上原告) (控訴審以降は同上 5 名の原告)	釜山地方法院	2000.5.1	2007.2.2 棄却■	原告敗訴
	釜山高等法院	2007.3.6	2009.2.3 棄却■	原告敗訴
	大法院	2009.3.16	2012.5.24 高裁差戻■	個人請求権は消滅せずとし、高裁判決を破棄←「韓国併合」100 年共同声明 (2010)
	釜山高等法院	2012.5.24	2013.7.30 認容■	4 億円の賠償を命じ、原告勝訴
	大法院	2013.8.20	2018.11.29 認容■	同上確定し、原告勝訴

三菱重工を訴えたもう一つの裁判は、元徴用工被爆者が三菱広島を訴えた裁判（表3）である。こちらは2007年に最高裁で原告敗訴が確定したが、日本での裁判が係争中の2000年に釜山地裁に提訴（原告6名の内5名は日本での原告と重なっている）、敗訴を重ねた上で新日鉄住金の場合と同じく、2012年に大法院の高裁差戻し判決があり、これを機に翌2013年、釜山高等法院は勝訴の判決に転じ、2018年11月29日、大法院でこれが確定した。

以上の三つの判決は、いずれも2012年5月24日の大法院による高裁差戻し判決が転機になっている点が共通する（表2の三菱名古屋の場合も、高裁差戻し判決があった5ヵ月後に光州地裁に提訴しており、差戻し判決の影響は明らかだ）。その背後には、日韓併合百周年に当たる2010年に「日本統治不法論」に基づいて出された、「「韓国併合」100年日韓知識人共同声明」がある³⁾。昨年暮れの韓国の三つの大法院判決は、そのいずれもが、「日本統治不法論」に基いた、日韓請求権協定の「ちゃぶ台返し」と言っている性格のものなのである。

三つの裁判の原告に注目する理由

本稿では、この三つの裁判の原告に着目する。

というのは、この所謂「元徴用工」裁判（「元徴用工」という言い方は正確ではないので、本稿では「朝鮮人戦時労働者」と呼んでいる。）に関する新聞報道や雑誌の論評を見る限り、原告の一人一人にまで立ち入った分析は、誰もしていないからである。

この三つの大法院判決は、日韓関係を根底から揺がし続けているにも拘らず、裁判の個々の原告に全くスポットが当たらないことについて、筆者はかねがね不思議に思い、また

不満にも思ってきた。大半の原告が既に他界していて、スポットが当たりにくいという事実はあるにせよ、この三つの裁判について、日本での裁判も含め、どんな人物が原告になっているのか。彼らが裁判の中でどんな主張をし、その主張が各級裁判所の中でどう認められ（或いは認められず）、判決に至ったのか。また、原告の主張（証言）は、歴史認識としてどれほどの妥当性を有するのか。そういった分析をスポイルして、日韓請求権協定の法的枠組だけから判決の不当性を批判しても、朝鮮人戦時労働者の実態は見えてこないのではないか。

本稿ではそうした問題意識から、三つの裁判の原告にスポットを当てることとした。

1 新日鉄住金・朝鮮人戦時労働者訴訟の原告について

表4は、新日鉄住金を訴えた裁判の原告を一覧表にしたもの（●は日韓双方の裁判における原告、○は韓国で新たに原告に加わった者）である。

表4 新日鉄住金・朝鮮人戦時労働者訴訟の原告

	原告	生年月日	出生地	応募日時	配属工場	備考
●	申千洙	1926.11.21	全羅南道	1943.9	日本製鉄大	「徴用」でなく、募集に応募（100名の募集に500名が応募）して合格。 日本の一審判決（大阪地裁）は強制連行と認めず。
●	呂運澤	1923.6.8	全羅北道	1943.9	阪製鉄所	
○	李春植			1941	釜石製鉄所	「報国隊」として動員？、日本製鉄に応募？
○	金圭洙			1943.1	八幡製鉄所	官斡旋（蔚山府）による募集。

（参考）朝鮮人戦時労働者の動員方式の変遷について

自由募集：1939年9月 _____（5年9ヶ月）_____ 1945年3月
 官斡旋：1942年2月 _____（3年3ヶ月）_____ 同上
 徴用：1944年9月 _____（7ヶ月）_____ 同上

この裁判には、少なくとも4人の原告が関わっている⁴⁾。申千洙・呂運澤の二名は日本の裁判でも原告だった者で、配属工場は日本製鉄の大阪製鉄所である。李春植・金圭洙の二名は、韓国の裁判で新たに原告に加わったもので、配属工場は李が釜石製鉄所、金が八幡製鉄所である。

この4人については、「元徴用工」とは言えないことは、既に方々で指摘されているので⁵⁾、ここでは詳述しない。上記に（参考）として、朝鮮人戦時労働者の動員方式の変遷について図示したが、表4の「応募日時」の欄と図を照し合せると判る通り、4名全員が朝鮮半島で徴用が開始される1944年9月以前の応募であり、自由募集もしくは官斡旋に応じた者たちである。

前者の原告二名（申千洙・呂運澤）について、大法院は次のように事実認定している⁶⁾。

《1943年9月頃上記広告〔日鉄が出した訓練工募集の広告〕を見て、技術を習得して我が国で就職できるという点にひかれて応募し、旧日本製鉄の募集担当者と面接して合格し、上記担当者の引率下に旧日本製鉄大阪製鉄所に行き、訓練工として労役に従事した。》

また、この二人については、日本での一審判決（大阪地裁、2001.3.27）の事実認定を見ると、「募集場所には、一〇〇名の募集人員に対して約五〇〇名の応募者が来ていた」⁷⁾と書いてある。実際には、募集人員の5倍もの人が殺到していたことになる。この事実は、自分たちは「強制連行」されたという原告の主張とは矛盾するものである。事実、大阪地裁の一審判決では、次のように事実認定しているということも、我々は知っておくべきだろう⁸⁾。（下線は引用者）

《原告申及び原告呂はいずれも、日本製鉄の二年間の技術訓練により技術を習得し、その後は朝鮮半島の製鉄所で技術者として就職できるとの労働者募集の際の説明に応じ、その意思によりこれに応募し、大阪製鉄所で労働するに至ったものであって、…原告らの意思に反して原告らを大阪製鉄所まで連行して労働に従事させたものとまでは認められず、日本製鉄および被告国〔日本国〕が強制連行したとする原告らの主張、及びこれに沿う意見を述べる証人古庄正の証言はにわかに採用できない。》

一方、原告李春植^{イチョンシク}の応募の経緯に関する大法院の事実認定は、次の通りである⁹⁾。（下線及び波線は引用者、以下同様）

《1941年に大田市長^{テジョン}の推薦を受け報国隊として動員され、旧日本製鉄の募集担当官の引率によって日本に渡り、旧日本製鉄の釜石製鉄所でコークスを溶鉱炉に入れ溶鉱炉から鉄が出ればまた窯に入れるなどの労役に従事した。》

「大田市長の推薦を受け報国隊として動員され」というのは、国民勤労報国協力令（昭和16年11月22日公布、12月施行）に基く勤労報国隊のことか¹⁰⁾。このことと、それに続く記述がどう関係するのか、疑問も残るが、時期的には官斡旋（1942年2月以降）の始まる時期とも連動しているから、勤労報国隊として動員された後に、官斡旋の募集に応じ、「旧日本製鉄の募集担当官の引率によって日本に渡」った、という意味かもしれない。

残る原告、金圭洙^{キムギョス}の応募経緯に関する大法院の事実認定は、次の通りである¹¹⁾。

《1943年1月頃、群山府^{クンサン}（今の群山市）の指示を受けて募集され、旧日本製鉄の引率者に従って日本に渡り、日本製鉄の八幡製鉄所で各種原料と生産品を運送する線路の信号所に配置され、線路を切り替えるポイント操作と列車の脱線防止のためのポイントの汚染物除去などの労役に従事した》

「群山府の指示を受けて募集され」とあり、1943年1月は官斡旋の時期に当るから、これは群山府が介在した、官斡旋方式による募集と考えられる。

2 三菱名古屋・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の原告について

次は、昨年11月29日に大法院の判決が下った二件の判決の内の一つ、三菱重工名古屋を訴えた朝鮮女子勤労挺身隊訴訟についてだが、「朝鮮女子勤労挺身隊」というのは日本人を対象にした「女子勤労挺身隊」とは多少性格が異なる。

日本の場合は、昭和19年8月22日に「女子挺身勤労令」が発令され、満12歳から40歳の未婚女子を軍需工場などに徴用（強制的に動員）したが、男子に対する国民徴用令（昭和14年7月、朝鮮には昭和19年8月適用）とは異なり、朝鮮には最後まで「女子挺身勤労令」は適用されず、朝鮮における「女子勤労挺身隊」は官斡旋だった点が、内地とは異なる¹²⁾。

表5は、この朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の原告を一覧表にしたもの（●は日韓双方の裁判における原告、○は日本の裁判でのみ原告）である。

表5 三菱名古屋・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の原告

	原告	生年月日	出生地	応募日時	配属工場	備考
●	梁錦徳	1929.11.30	全羅南道	1944.5	三菱重工名古屋航空機製作所道德工場	日本の二審判決（名古屋高裁）は、「強制連行」「強制労働」と判断。
●	李東連	1930.1.20	全羅南道			全員が、松山先生（孫相玉）の引率で来日。
●	朴海玉	1930.9.26	光州市			（孫相玉隊長及び第一中隊長・朴良徳の証言）
●	金性珠	1929.9.8	全羅南道			（金福禮・金性珠の証言）
●	金福禮	1929.7.3	忠清南道			
○	金恵玉	1931.3.6	全羅南道			
○	陳辰貞	1929.12.1	全羅南道			
●	金中坤	1924.11.1	全羅北道	×	×	遺族（金福禮の夫・金淳禮（故人）の兄）

ここに日本の裁判での原告も含めて、8名（内、1名（金中坤）は遺族の男性であり、挺身隊員は7名）の原告の名を出しているが、彼女たちの証言を読むと、応募に至った経緯は大同小異である。彼女たちは、朝鮮の貧しい家庭に育った国民学校の6年生に在学中か、国民学校を卒業したての少女ばかりだった。家庭が貧しいので、女学校には行きたいけれども行けない。そういった境遇の、年の頃は14歳前後の女の子たちばかりである。彼女たちは学校で（もしくは卒業後に学校に呼び出され）担任の先生から、日本に行かないかという話を聞く。働きながら女学校にも行けるし、きちんとした教育が受けられると先生が言うのを聞くと、彼女たちは一様に小躍りして喜ぶのである。帰宅後、両親に猛反対されて葛藤するも多いが、中には親の印鑑を盗み出してまで、契約書にサインする者もいて、皆競うようにして女子挺身隊に入隊している。

① 「強制連行」だったのか—応募の経緯をめぐって

例えば、原告として最初に掲げた梁錦徳の場合、名古屋地裁はこういう事実認定をしている¹³⁾。

《原告が6年生になったばかりの1944年（昭和19年）5月、正木校長と近藤憲兵が教室に入ってきて、「体格がよく頭が良い子が挺身隊として日本に行って働けば、金もたくさん稼げるし、女学校にも入れてもらえ、帰ってくるときには家1軒買える金を持って帰れるようになる。だから勤労挺身隊に志願してはどうか。行きたい者は手を上げろ。」などと言って、勤労挺身隊への参加を募ったところ、クラスの全員が手を挙げた。正木校長は担任教諭と相談して、頭が良くて体格の良い児童10人をその場で指名した。原告は、その10人の中の1人に入っていた。

原告は大喜びで家に帰り、両親に相談したところ、両親は驚き、激怒して、「幼い娘を日本にやることは絶対できない。」「女学校へ行かせるなんてうそだ。」などと言って強く反対した。しかし原告は、頭が良いとして選ばれたことを非常にうれしく思っており、また天皇陛下は絶対であるとの教育を受けた原告は、学校の先生は間違ったことを教えたりしないと思っていたため、両親の言うことよりも教諭の言うことを信じた。原告は、翌日、正木校長に両親が反対していることを告げたところ、正木校長から「このような指名を受けたのに行かなければ、警察がお前の父親を捕まえて閉じ込める。」「行く人は父親の印鑑を押さなければならない。」などと言われた。原告は、自分が行かなければ警察が父を捕まえるのではないかと心配し、父が寝ている間にこっそりと印鑑を持ち出して担任教諭に渡した。このようにして、原告は、勤労挺身隊員として日本に行くことになった。

その約20日後、松山教諭の引率で出発したが、原告の両親は見送りに来て泣いていた。》

勤労挺身隊員に応募した経緯は他の原告についても大同小異だが、この経緯につき、二審判決（名古屋高裁）は次のように述べている¹⁴⁾。

《勧誘者らが本件勤労挺身隊員らに対して、欺罔あるいは脅迫によって挺身隊員に志願させたものと認められ、これは強制連行であったというべきである。》

先ほどの日本製鉄の募集に応募した原告の場合、一審判決（大阪地裁）は「強制連行」とは認めなかったが、こちらは「強制連行」だというのが、二審（名古屋高裁）の判断である。しかし、そう断定していいのか。

この原告は、「松山教諭の引率」で日本に行くのだが、実はこの松山教諭の証言が残っている。「松山」と言っても創氏改名した日本名であり、本当の名は孫相玉^{ソンサンオク}という当時二十歳位の未だ若い女性であった。この松山教諭が原告全員を直接引率したのだが、この先生は次のような証言をしている¹⁵⁾。

《「国民学校」の校長先生は、正木俊雄という人でした。

ある日、その校長先生に校長室へ呼ばれました。そこには校長先生の他に、後藤さんという軍人と、「三菱」から来た男の人が二人いました。（中略）私は校長先生から「半島女子勤労挺身隊」の日本への引率を指名されたんです。

私は「子どもたちに、日本の進んだ文化を見学させるための指導者として奉仕しよう」

と、日本に行く事を決めました。「私が行きたい」と言う日本人の先生も、たくさんおりました。

あの時は、私も若くて希望に燃えていました。子どもらの親御さんたちは、日本に行くのを心配していたので、私は「自分が親の代わりになる」という気持ちでいました。

だから私は、自分の親に反対されたのを押し切って行ったんです。名古屋へは五ヶ月という契約でした。

子どもたちを集めるのに、学校から担任を通して個人に通知したと聞いています。小さな子どもたちだから、自発的に行くという感じではなかったですね。「学校から命令があったから、行かなくちゃならない」と従ったんですよ。子どもや両親たちは「松山先生も一緒に行くから」って、私を頼りにしていたようです。(中略)

羅州を汽車で出る時には、父兄の方が窓にバラの花を刺したり、餅米で作った餅ごはんを「子どもたちと一緒に食べてください」と渡してくれたんです。

船に乗るために、各地から麗水ヨスに集まりました。私が引率したのは、全羅南道の羅州・木浦モッポ・麗水・順天スンチョンからの約一五〇人、忠清南道からを合わせた約三〇〇人でした。

全羅南道からの人の年齢は一三～一六歳で、国民学校の六年生と卒業生でした。(中略) 私はこの全体の「隊長」として行きました。

私たちの乗った関麗連絡船が出航する時には、鼓笛隊に見送られたんです。私は鼻が高かったですよ。この時は、第一回目の「挺身隊」という事で、待遇が良かったんです。》

ここで引用した書物のサブタイトルも「強制連行された朝鮮人女性たち」というものだが¹⁶⁾、果してこれは「強制連行」と言えるのだろうか。この孫先生は、強制的に連行される300人もの生徒を、「泣く泣く」引率したのではない。この先生が日本に行くことを決めたそもそもの目的は、「子どもたちに、日本の進んだ文化を見学させるための指導者として奉仕しよう」ということだった。

決定的な証言は、「私は鼻が高かったですよ」の一言だ。何故、この先生は「鼻が高かった」のか。それは、自分が引率したいという日本人の先生も沢山いた中で、朝鮮人の自分が、榮えある第一回「挺身隊」の隊長に選ばれたからだろう。また、この先生には「自分が〔子供たちの〕親代りになる」という責任感もあった。子供たちの父兄が大勢見送りに来ている中で、華々しい鼓笛隊に見送られて、この先生は晴れがましい気持で日本に向ったのである。だからこそ、「私は鼻が高かったですよ」という回想が、自然と口をついて出るのだろう。生徒たちが強制連行されたのだったら、その引率をした先生が「私は鼻が高かった」などと、口が裂けても言えるものではない。

名古屋高裁は、原告の証言だけを鵜呑みにして「強制連行」だと断じているが、歴史認識としてはそれは誤りだ、ということが判る。

もう一つ、こちらも裁判の原告の中には名前はないのだが、同じ工場で働いていた挺身隊の仲間だった、朴良徳パクヤンドクという人の証言を紹介する。この人は、先ほどの松山先生ソンサンオク(孫相玉隊長)の下で、全羅南道から来た150人の女の子たち、軍隊式に第一中隊と言っていたが、その第一中隊を束ねるリーダーだった人である。この人は、次のような回想を認めている¹⁷⁾。この人の応募の経緯は、官斡旋ではなく、自由募集に応募した形であることも、この回想を読むと判る。

《木浦の専門学校で、タイプライターを習っていた時、新聞を見て「挺身隊募集」を知ったのです。(中略)

私は、それ以前から「日本に行って勉強がしたい」と思っていたのですが、その頃は、朝鮮人の女性が日本に行くのは難しかったんです。だから「私にもチャンスが来た」と思いました。それに、「国(日本)に協力しよう」という気持ちもありました。それで、学校を中退して日本に行く事を決めたんです。

でも、お母さんはとても反対しました。「女は勉強をすると良くない」とさえ言っていました。私は、それまでは両親の言う事に逆らった事などありませんでしたが、その時は違いました。お父さんの方は「お前を信じる」と言ってくれました。厳しい人でしたが、私の気持ちを理解して、お金まで持たせてくれたんです。

だから、家を出る時には、お母さんには嘘をついて来ました。お母さんに、別れの挨拶もせず家を出たんです。追いかけて来たお母さんが、麗水の港に着いた時には、既に船は出ていたそうです。

麗水に集合した人は三〇〇人から四〇〇人はいたと思います。(中略) 全羅南道が「第一中隊」で、忠清南道が「第二中隊」となっていました。私は、全羅南道の責任者になりました。》

この朴良徳の場合には、日本に行きたいという非常に強固な気持ちが最初からあって、新聞を見て「挺身隊募集」を知り、これはチャンスだと思って応募した。母親の反対を振り切って、母親には内緒で挺身隊に参加した。名古屋高裁は「強制連行」と言うけれども、少なくともこの朴の場合は、「私にもチャンスが来た」と思い、「国に協力しよう」という気持ちもあって、挺身隊に自分で応募した。従って、ここには強制的要素は微塵もない。完全に自発的な行為である。

もしかしたら、隊長の孫相玉^{ソンサンオク}や第一中隊長の朴良徳^{パクヤンドク}の証言は裁判に都合が悪いので、原告から外されたのかも知れない。

② 「強制労働」だったのか—外出の自由・賃金不払をめぐって

もう一つ、この三菱の女子挺身隊訴訟の事実関係で問題になるのは、「強制労働」だったか否かの判断である。

名古屋高裁に原告側が提出した最終準備書面には、次のように書いてある¹⁸⁾。

《たとえ同じ作業場であっても私語1つ、手を休めること1つで、どなったり、場合によっては暴力までも行使して威嚇し、逃亡防止のおそれがあるからと言ってトイレにまで班長が同行するという異常な監視を常時継続するほどの監視体制により、控訴人ら元勤労挺身隊員が管理されていたことは、人身の自由のみならず、生命身体の安全を侵害したものである。まさに奴隷的労働酷使である。こうした奴隷的労働酷使による控訴人ら元勤労挺身隊員の肉体的精神的苦痛は計り知れない。》

また、同最終準備書面は給料についてはこう書いている¹⁹⁾。

《控訴人ら元勤労挺身隊員は、前述の通りの強制労働に従事させられたにも拘わらず、一切、賃金の支払いを受けたことはなかった。》

これを受けてであろう、名古屋高裁は次のような判断を下している²⁰⁾。

《本件勤労挺身隊員らの本件工場における労働・生活については、同人らの年齢、その年齢に比して苛酷な労働であったこと、貧しい食事、外出や手紙の制限・検閲、給料の未払などの事情が認められ、これに挺身隊員を志願するに至った経緯なども総合すると、それは強制労働だったというべきである。》

このように、原告側は「奴隸的労働酷使」と言い、判決もまた「強制労働だった」という判断を下している。

しかし、筆者はこれにも異議がある。まず、外出の自由だが、トイレまで監視され、「人身の自由」を侵害されたと原告側は最終準備書面で言うのだが、しかし原告らに自由な時間が全然なかったのかといえば、そうではない。このことも、原告側の証言や裁判の判決だけを読んでいたのでは判らない。原告らが、裁判の外で証言したのを見ると、彼女たちには一日の中で自由な時間もあれば、休日キムボクイェもあって、外出もしていたことが初めて判るのである。

例えば原告の一人である金福禮は、こう回想している²¹⁾。

《仕事が終わって、午後五時か六時に帰って夕食をし、風呂に入ったら自分の部屋に戻って休むという生活でした。一部屋は七～八人です。工場の休みは日曜日で、それも月に二回だけでした。(中略)

熱田神宮や護国神社にお参りに連れて行かれたり、名古屋城や東山動物園に遊びに行った事もありました。》

この記事の最後にある外出に関しては、当時三菱の女子青年学校教員として彼女たちの面倒を見ていた当事者の回想がある。熱田神宮・護国神社のお参りや名古屋城の見学は、教育の一環として行われていたことが判る²²⁾。

《朝鮮の子どもたちをはやく日本に慣れさせるために、女子教員の私たちが中心になって、指導することになりました。私は礼法と裁縫を教えましたが、日本式の生活のしつけをするのが大変でした。はだしでトイレに入ったり、寮の階段で寝そべてものを食べたりします。

とくに日本式の正座が苦手で、和室で、座らせて話をしていると、朝鮮式にすぐ膝を立ててしまうのですが、そうすると小隊長がとんでいって叱りました。(中略)

少女たちは、全部で三中隊に分れ、さらに一中隊が四小隊に分かれて、小隊長には年かさの子がなっていました。

団体行動ができるようになったところで、中隊ごとに、熱田神宮と護国神社に戦勝祈願

に行き、名古屋城も見学しました。》

従って、原告側が最終準備書面で主張した「トイレにまで班長が同行するという異常な監視」は、「逃亡防止のおそれがあるから」というよりも、朝鮮と日本の生活習慣の違いから「はだしでトイレに入ったり」するのを防ぐための、「日本式の生活のしつけ」の一部として行われていた可能性が高い、と言うべきである。

また、原告の一人李東連^{イドンリョン}は、こう証言している²³⁾。

《工場の仕事が終わって寮に帰ると、自分の部屋で手紙を書きました。「朝鮮から何と何を送ってくれ」とか書いたんです。食事の量が少ないものですから、代用になるような朝鮮の食べ物やキムチなどを送ってもらいました。着る物では、チマ・チョゴリとポソン（朝鮮の靴下）などでした。

お小遣いも足りなくて、家から送金してもらっていました。（中略）

時々、みんなで市内の名所などを見物しましたが、名古屋城まで歩いて行った事ぐらいしか覚えていません。》

原告側は「奴隷的労働酷使」だと言い、判決は「強制労働」だと言うのだが、彼女たちは食事の量やお小遣いが足りないと、朝鮮から食べ物を送ってもらったり、送金してもらっていたことが判る。また休日も月に二回だけとはいえ、きちんとあって、市内見物にも出かけている。確かに仕事はきつかったのだろうが、そんなことを言えば、同じように工場に動員されていた日本人の女子勤労挺身隊も、全員が同じ境遇に置かれていたわけで、彼女たちだけが「奴隷的境遇」に置かれていたわけでは決していない。

その証拠に、自分で希望して挺身隊に志願した前述の朴良徳^{パクヤンドク}は、こう証言している²⁴⁾。

《私は時々、工場で知り合った日本人の家庭を訪問した事がありました。それは無駄のない生活だったので「自分も結婚したらこんなようにしたい」と思いました。（中略）

戦争が終わった事がわかり、これで家に帰れると思いました。だけど、本心は日本に残って勉強がしたかったんです。みんなは帰ると言うので、それに従いました。私は、ドラム缶に入って隠れてでも、もう一度日本に来るつもりでいたんです。（中略）

「慰安婦」の事は、韓国のマスコミが報道するまで知りませんでした。苦勞したと言っても、その人たちの地獄のような体験に比べると、私たちは「天国」のようなものです。》

どうだろうか。この朴によれば、自分たちの苦勞は慰安婦に比べたら苦勞なんてものではない、「天国」のようなものだったというのである。彼女の言うように、「慰安婦」が本当に「地獄のような体験」だったかどうかについては別途検討の余地があろうが、彼女の置かれていた境遇が本当に「奴隷的境遇」だったのなら、「本心は日本に残って勉強がしたかった」だの、石にかじりついてでも「もう一度日本に来るつもりでいた」だのと、果して言うだろうか。言う筈がないのである。

こういう証言をする人がいては都合が悪いので、彼女は恐らく原告から外されたのではないか。

給料のことについても、原告側は「一切、賃金の支払いを受けたことはなかった」（前掲最終準備書面）と主張するのだが、筆者は今回、それと矛盾する証言を幾つも見つけた。

まず、先ほどの原告の一人、金福禮^{キムボクイェ}はこう証言している²⁵⁾。

《給料は年齢によって少しずつ違いました。私は三〇円だったと思います。ちゃんとくれましたが、買うものなんて何も売ってないので、貯金して故郷に送りました。三分の二を送って、残りは歯磨き粉なんかを買ったんです。（中略）

給料袋には「三菱道德工場」の名前がありました。作業した日、休んだ日が記入してあって、裏には標語が書いてありました。》

この給料袋の写真も実際に残っていることから²⁶⁾、彼女たちが実際に給料を貰っていたことは間違いないが、給料については人によって記憶がマチマチである。前述の原告の一人、李東連^{イドンリョン}などは、「私は、会社から賃金をもらった記憶がないんです」とも証言している²⁷⁾。

けれども、原告の一人である金性珠^{キムソンジュ}に関しては、次のような指摘もある²⁸⁾。彼女は、昨年11月29日に出た大法院の判決後に、記者会見に出席した唯一の原告である。原告の中で、恐らく唯一の生存者と思われる。

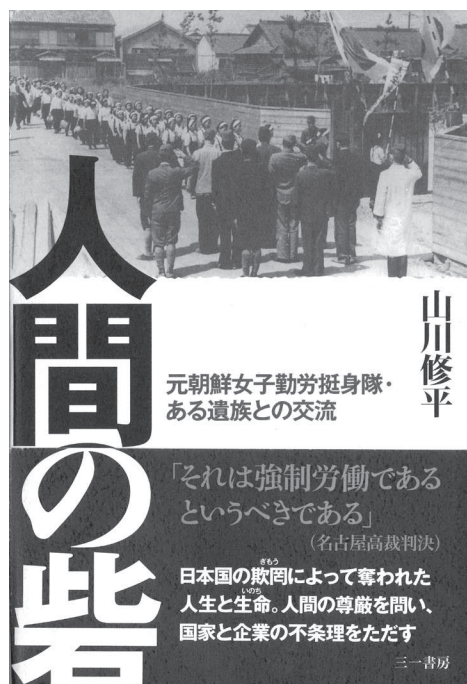
《全羅南道出身の金ソンジュは、横暴な継母から逃れるために女子挺身隊に入った。キムは父親の印鑑を盗み出し、入隊許可証に捺印した。（中略）

彼女は名古屋に赴き、そこで三菱の工場に職を得た。工場の食事はよく、賃金は天引きの貯蓄に回されたが、契約満了時には全額が払い戻された。》

原告側は、自分たちには「一切、賃金の支払いはなかった」と主張しているが、こうした幾多の事例に徴する限り、それは大嘘だということになる。今回の判決で、原告5人には一人頭1億ウォン～1億2,000万ウォン、日本円にして1,000万～1,200万円の支払いが命じられたが、もし彼女がそれを手にすれば、（名目は慰謝料ということであるにせよ）事実上、給料の二重取りということになるのではないか。

この契約満了時の全額払い戻しについては、果して事実なのかどうか、三菱は彼女たちに対する給料支払の資料を、過去に遡ってきちんと検証していただきたいと思う。事実であれば、我々はこういう不正を決して許してはならない、と思うからである。

この三菱重工業名古屋航空機製作所道德工場に動員された朝鮮女子勤労挺身隊について



は、写真が何枚も残っており、そこから様々なことが読み取れる。例えば、この裁判に関わった日本人が著した『人間の砦』という本があるが、その表紙に使われている写真が、その一つである。これは昭和19年6月15日、初めて朝鮮からやつてきた彼女たちを、三菱側が迎え入れた入寮式の写真である。頭に鉢巻をした彼女たちが、手に手に何か荷物を持って、整然として三菱の第四菱和寮に入っていくところで、門のところには2本の大きな国旗が翻り、門の手前には受入側と思われる三菱の人々が10人位、直立不動で敬礼して彼女たちを出迎えている²⁹⁾。

この写真は三菱が彼女たちをどういう態度で迎え入れたかということを、如実に示している。全員が直立不動で、彼女たちに敬礼しているが、もし「強制連行」が事実なら、こういう態度を取る筈がないと思うからである。この直立不動の敬礼の姿が示しているのは、「お国のために、はるばる朝鮮からご苦労様です」ということだろう。このたった一枚の写真からも、読み取れるものは多いのである。

彼女たちが寮の舎監と一緒に撮った集合写真もあるが³⁰⁾、第四菱和寮の舎監は山添三平という人だった。原告たちから「お父さん」と呼ばれて、慕われていた人だが³¹⁾、この山添舎監の子息が残した貴重な回想がある。彼は当時、父親と一緒にこの第四菱和寮に入寮しており、彼女たちをいつも傍らで見ていた人物である³²⁾。

《私は、昭和十七年四月一日、三菱名古屋航空機製作所の私立三菱航空機青年学校へ、技能養成工として入社。(中略)昭和十九年三月、父の三菱第4菱和寮の寮長拝命と同時に私も入寮しました。(中略)夕食後の自由時間に、彼女らは私達六畳二間の室へ毎夜十人ぐらい父と雑談しに来ていました。市電道路西側の男子寮にいる韓国人徴用工の人達が時々面会に来ていました。(中略)この半年間は楽しい又つらいこともあったでしょうが、一番いい期間であったと思います。(中略)

第四菱和寮に別れる時が来ましたが、入寮時、父より「ここは女子寮である。お前は会社へお願いして入れてもらったのである。女の子に近づくな、みだりに話しかけるな」と注意がありました。あの時代は、今とちがってます。挺身隊の方に別れの言葉の一つもかけず、おいてきぼりで、今でもすまない事をしたと、くやんです。》

このように、彼女たちは「夕食後の自由時間」に山添寮長の部屋で雑談したり、男子寮にいた朝鮮人徴用工が、彼女たちを訪ねてくることもあったことが判る。尤も、寮長は厳格な人で、彼女たちと同年輩の子息が「みだりに話しかける」ことも禁ずるくらいだから、風紀は厳正に保たれていたのだろう。

もう一つ、昭和19年8月14日付の『中部日本新聞』に掲載された記事を引用・紹介しておきたい³³⁾。

《勝つ日までお化粧返納／「翼」一本へ半島少女

「サイパン島全員戦死し大宮、テニヤンにも死闘が続けられてゐる秋、私共のお化粧は不要です、勝つ日まで化粧品は預って下さい、私らはたゞ一筋航空機増産に邁進します」これは三菱航空隊第四女子寮の半島女子挺身隊第一中隊長梁本静子さん(一八)第二中隊長松浦泰嬋さん(二〇)が山添舎監に申出た隊員〇〇名の総意だ、彼女らは半島初の女

子挺身隊として忠清南道、全羅南道から応募、十三歳から二十二歳までの中流家庭の出身ながら、「女子は家庭に」の因習を破って本年六月十五日同寮に入り、七月十七日現場に配属され塗装、钣金仕上、材料切断等男子工員に代って同等能力を発揮、少々の病魔など舎監の止めるのを振切って飛出したり足を痛めながらリヤカーに乗って出勤する隊員もあり、翼増産に慕^{まっしぐら}の献身ぶりだが急迫する戦局にお化粧追放を誓って舎監室に持ちこんだものである。》

隊員の総意として化粧品を返上したという記事だが、これは「戦意高揚」を狙った単なる「美談」なのだろうか。勿論そう読むことも可能だが、一途に国を思う気持から、実際にあったことを記事にしたものではないか。もしそうだとすれば、今「強制連行」「強制労働」を訴えている原告たちも、若かりし当時はそうではなく、ただ国を思う純真な気持から挺身隊に応募し、そういう気持で航空機増産の仕事に日々励んでいたことの証であろう。

3 三菱広島・元徴用工被爆者訴訟の原告について

さて、昨年11月29日に韓国大法院の判決が下ったもう一つの訴訟は、韓国人元徴用工被爆者5人が三菱重工業を訴えた裁判である。

表6は、この元徴用工被爆者の原告を一覧表にしたものである。●は日韓双方の裁判における原告5名を指す。最初の6名は日本の裁判で第一次提訴した原告を、崔昌喜以下の40名は第二次提訴した原告を指している。

表6 三菱広島・元徴用工被爆者訴訟の原告

	原告	生年月日	出生地	徴用日時	共通項	備考(『恨』とあるのは別証言)
●	朴昌煥 ^{パクチャンファン}	1923.1.5	平澤郡 ^{ピョンテク}	1944.9.20	a, b _{1,2} , d _{1,2}	農作業中に村の役人と警官が連行(『恨』)
●	李根睦 ^{イダンモク}	1926.2.28	安城郡 ^{アンソン}	1944.9.21	a, b _{1,2} , c _{1,2} , d _{1,2}	鉄条網を乗り越え、雑炊を食べに行った。休日は月2回。(『恨』)
●	李炳穆 ^{イビョンモク}	1923.8.24	安城郡	1944.9	a, d ₂	休日は月2日。賃金は35円(『恨』)
①	梁基成 ^{ヤンギサン}	1923.3.3	平澤郡	1944.8	a, c _{1,2}	一週間、整列訓練を受けた。休日は月1日
①	李敏卿 ^{イミンギョン}	1923.9.19	平澤郡	1944.9	a,	外出は届出すれば月2回認められ、手紙も出せた。給料は20年6月まで支給。
①	黄鐘鎬 ^{ファンジョンホ}	1923.1.24	平澤郡	1944.9.20	a, c ₁	一週間、軍事訓練を受けた。(『恨』)
●	崔昌喜 ^{チュウチャンギ}	1923.10.22	平澤郡	1944.9	c ₂ ,	食事は量はそれなりだったが、内容が粗末
●	鄭尚華 ^{チョンサングァ}	1923.10.25	ソウル		a, c ₁ , d ₂	小隊長として三菱の従業員と監視に当たった。寮では徴用工を工場に引率したり、休日の外出証を出したりした。／診療所で通釈も
②	金仁喆 ^{キムインテ}	1923.1.2	平澤郡	1944.9	c ₁	給料は食べ物に消えた。
②	李永憲 ^{イヨンホン}	1923.6.1	平澤郡	1944.9	a, c ₁ , (c ₂ , d ₂)	許可を得て市内に粥を食べに行った。
②	許南吉 ^{キナムギル}	1923.4.29	平澤郡			週1回、夜勤あり(『恨』)
②	宋榮彬 ^{ソンヨンビン}	1923.10.16	平澤郡	1944.9	a, c _{1,2}	家への送金15円と説明を受けた。
②	呉長根 ^{オジャンゲン}	1923.11.27	平澤郡	1944.9		字が読めなかったので徴用の意味も解らず。
②	崔寿煥 ^{チュウスファン}	1923.2.26	平澤郡	1944.9	c _{1,2}	

②	キムミンギョン 金敏経	1923.1.25	平澤郡	1944.9	a, d ₂	2週間ほど軍事教練を受けた。給料は37,8円だった。6月まで貰っていた。
②	キムチュンシク 金春植	1922.12.20	平澤郡		a, c ₁ , 2	家への送金15円と説明を受けた。
②	カンゴンヒョン 姜建馨	1923.8.27	平澤郡	1944.9		事故で人差指と中指を失ったが、補償なし。
②	裴相勳	1926.9.27	平澤郡	1944.9	c ₁	素足で連行された。
②	ギョンスミョン 張寿命	1923.3.5	平澤郡	1944.9	a, c ₁	一ヶ月教練を受け、夜勤も週2日あった。
②	シンダンス 申亘秀	1923.3.10	平澤郡	1944.9	c ₁	夜勤あり、毎日3時間残業があった。
②	ベタヒョンギ 白顯基	1920.7.25	平澤郡	1944.9	c ₁	
②	キムジョンギル 金正悅	1923.4.20	平澤郡	1944.9	a, c ₁	寮には朝鮮人徴用工だけで1,500人いた。
②	パクナムソ 朴南淳	1923.3.4	平澤郡	1944.9	a, c ₁	給料は食べ物に消えた。賃金は月額28円
②	イサウ 李仕雨	1923.4.24	平澤郡			朝礼時に給料が余りに少ないと文句が出た。 「残りは国を出る時渡す」との話だった。
②	ギョングァン 張寛秀	1923.9.19	平澤郡	1944.9	a, c ₁ , 2	「給料はよかったが、食事はひどく」
②	シンジン 申鎮雨	1919.9.5	平澤郡	1944.9	a, c ₁ , d ₂	賃金は工場事務所で事務員がくれた(『恨』)
②	キムゴンボク 金谷福	1923.4.20	平澤郡	1944.9 下	c ₁ , 2	一日10時間で夜勤もあった。(『恨』)
②	ハンダル 韓達寿	1922.12.15	平澤郡			
②	ホンヌ 洪順義	1923.10.16	龍仁郡	1944.9	a, c ₁ , 2	食事は一日3合の米だった。点数切符が支給された(年間30点)。一日煙草10本、たまに酒が配給されたが日本人の食物と交換した。
②	ギョギョ 崔基春	1923.2.26	平澤郡	1944.9	a, c ₂ , d ₂	残業すると食物が貰えるので毎日残業した。
②	フンギョ 黄奎鎬	1923.10.10	平澤郡	1944.9 初	c ₁ , 2, d ₂	
②	キムスチョン 金寿天	1922.12.30	平澤郡	1944.8	a, c ₁ ,	食事は日本人と変わらず。夜勤は週4日。寮では大隊長・中隊長は日本人、小隊長が朝鮮人。
②	イサンヨブ 李相燁	1923.4.14	平澤郡	1944.8	a, c ₁ , 2,	休日に許可を得て外出し、お粥を食べた。
②	バンウシク 方禹植	1923.11.15	平澤郡	1944.9 初	c ₁	寮には「取締」という監視人がいた。休日には市内に出てお粥を食べた。／勤務成績に応じて衣料や地下足袋が支給された。給料の三分の一(10円)を3,4回家族に送金した(『恨』)
②	イユンブ 李倫求	1920.11.29	平澤郡	1944.9 上	a, c ₁ , 2, d ₁	夜勤では午前3時にバンが出た。夜勤と日勤を一週間交替させられた。(『恨』)
②	チョンジョンホン 鄭鐘憲	1923.2.4	安城郡	1944.9 初	a, c ₁ , 2	給料は半分、国に送ると言われ、韓国人の小隊長から渡されていた。食事が少なく、一回分を3回に分けたり、日本人の半分だった。
②	ギョチュンフン 朱昌輪	1923.2.11	平澤郡	1944.9 初	a, c ₁	給料は食べ物を買うのに全部使った。／家族に手紙を出し、食べ物などを送って貰った。
②	バンフンジ 方勳栽	1922.12.26	平澤郡	1944.8	a, c ₂	ソウルの中学校に通い、日本語が出来たため小隊長となり、三菱社員の指示を伝える(恨)
②	チョンチャンヒ 鄭昌喜	1923.9.19	ソウル	1944.9	a, c ₁	休日には食べ物を買に出た。
②	キムジョンフン 金鐘煥	1923.4.1	ソウル	1944.9	a, c ₁	仕事に出ないと食事は半分に減らされた。
②	キムジヒョ 金在紘	1923.5.1	ソウル		c ₁	寮では久保田中隊長と寮母が監視。工場で売っていたお粥を2銭で買って食べていた。
②	クワンドンハク 權東鶴	1923.1.15	ソウル	1944.9.20	a, d ₂	膝を負傷したため、雑用に従事。
②	キムダボク 金大福	1923.3.1	ソウル	1944.9	c ₁	休日には市内に出て食べ物を買って食べた。／三菱の久保田中隊長が引率。家族がお金を工面して送ってくれた。(『恨』)
②	ギョギョ 崔基昌	1923.12.8	ソウル			逃亡する人もいた。

②	パクキョンヘ 朴景培	1924.4.28	ソウル			賃金は一日2円50銭と聞されたが、税金・ 寮費・家族送金分を引かれ、日用品に消えた。
②	ウォンボクシク 元福植	1923.10.8	ソウル			

日本では、第一次・第二次合せて46名もの原告が、広島三菱重工業を訴えた。どの原告にも共通しているのは、徴用工であると同時に、広島にいた関係で原爆の被害者でもあるということだ。彼らが元徴用工だというのは、徴用日時を見ていただければ、全員が1944年9月か8月になっていることから判る。つまり、国民徴用令が韓国にも適用されると同時に徴用されたのが、彼らなのである。彼らは全員「徴用令書」の交付を受けているので、紛うことなき「徴用工」である。

原告の言い分は多岐にわたるが、広島高裁の事実認定には多くの共通項があるので、共通項として多いものを下記のカテゴリーに従って「共通項」の欄に掲げ、表6の備考欄には特記事項を記している。

共通項については、以下の通りである。

- a：三菱側から「給料の半分は家族に送金する」「逃げたら処罰する」等の説明を受けた。(27人)
- b₁：寮は有刺鉄線で囲まれ、監視塔もあった(2人)
- b₂：許可を得て外出も出来たが、監視付きだった(2人)
- c₁：食事は粗末で量も少なかった。(30人)
- c₂：傷んで臭いのする御飯が出され、大騒ぎになった。(16人)
- d₁：給料から税金・寮費・食費、貯蓄、家族送金分が控除されていた。(3人)
- d₂：給料の半分は家族に送金されていなかった。(10人)

① 食べ物の不満をめぐって

共通項の方から見ると、一番多いのは食べ物の不満だということが判る。共通項のc₁だが、「食事は粗末で量も少なかった。そのため、いつも空腹を抱えていた」という趣旨の不満を、46人中30人も指摘している。ほぼ三人に二人である。それに関連して、「傷んで臭いのする御飯が出され、大騒ぎになったことがある」という指摘も16人、三人に一人がしている。以下、具体的に証言を幾つか拾ってみよう³⁴⁾。

《日本人との格差は定かではないが、食事は粗末で量も少なかった。》(黄鐘鎬)

《西寮で食事が腐ったものがあり、朝鮮人徴用工が抗議行動を起した。日本人のいる東寮に行って、腐っていない食事を分けて貰ったこともある。》(李永憲、『恨』)

《日本人には新しく炊いたご飯が出たのに、朝鮮人徴用工には古い腐った御飯が出たために、日本人たちの食堂に持って行って、腐った御飯を投げつけるなどした事件があった。》(宋栄彬、『恨』)

食べ物に対する彼らの不満は、よほど大きかったものと思える。

この点は、広島東洋工業(現在のマツダ)に徴用されていた鄭忠海^{チョンチュンヘ}が書いた『朝鮮人徴

用工の手記』の記述とは全く異なることに驚かされる。鄭はこの本の中で、こう書いているからである³⁵⁾。

《飯とおかずは思いのほか十分で、口に合うものだった。》³⁶⁾

《ある人は「みかん、や「ネーブル、を、またある人は「なまこ、や「あわび、など、さらに酒まで求めて来て夕食後に宴会を開く。これらはここに来ている人たちの愉しみでもあり、唯一の慰めでもあった。》³⁷⁾

《広島に来ていちばん多い果物はみかんだ。(中略)ソウルではみかんのようなものは、わずかな配給のほかには求めることさえできない。そんな貴重なみかんが、ここではみかん畠に行けばいくらでも買うことができる。(中略)時々食堂で出してくれる牡蠣が入った飯は本当に珍味だった。

干潮になると、食堂の後ろの浜辺ではなまこや浅蜷(貝)をたくさんとることができた。(中略)食料品は何もかも不足していたが、ここではいろいろなものを食べることができた。》³⁸⁾

同じ広島だというのに、この違いは何なのだろうか。広島東洋工業にいた徴用工は、こんな贅沢三昧が出来たというのに、すぐ近くにあった三菱の工場では量も少なく、不満が常に鬱積していたという。この違いを、どう解釈すればいいのか。

前掲表6の備考欄を見ると、多くの人が休日は食べ物を手に入れるために出かけたり、給料は殆ど食べ物につぎ込んでいたことが判る。ここでも、具体的に証言を幾つか拾ってみよう³⁹⁾。

《寮や工場での食事は粗末で量も少なく、常に空腹だった。》(梁基成)

《食事の量が少なく、いつも空腹で、鉄条網を乗り越えて雑炊を食べに行ったこともある。》(李根睦)

《受け取った給料は食べ物を買うのに使ってしまった。》(金仁喆)

《許可を得て市内に出て食べに行ったこともあった。》(李永憲)

《食事は一日3合の米だったが、量が少なく、空腹でたまらなかった。》(洪順義)

《残業をすると食べ物が貰えるので、毎日のように残業した。》(崔基春)、《残業をすると、うどんのようなものを一杯くれたので、それを貰いたいがために残業をしていた。》(崔基春、『恨』)

《休日には市内に出て、お粥を食べたりした。》(方禹植)、《月一日の休日に福島町に出かけ、粥を買って食べた。》(方禹植、『恨』)

《食事が少なく、一回分のものを3回に分けて出したり、日本人の半分しかなかったりした。》(鄭鐘憲、『恨』)

《食事は量が少なく、いつも空腹で、給料は食べ物を買うのに全部使ってしまった。》(朱昌輪)、《家族に手紙を出し、食べ物などを送って貰っていたが、5月頃から家族との連絡ができなくなり、常に空腹だった。》(朱昌輪、『恨』)

《食事は少なく、いつも空腹で、休日には食べ物を買いに出たりした。》(鄭昌喜)

《食事は粗末で、量も少なかった。》(金鐘煥)、《食事の量が少なく、大豆かすが混じっ

たご飯が出た。その上、仕事に出なければ量が半分に減らされた。》(金鐘煥、『恨』)

《御飯と漬物の弁当では腹が減ってたまらなかったの、工場で売っていたお粥を2銭で買って食べていた。》(金在絃、『恨』)

《食事は粗末で、量も少なかった。休日には市内に出て、食べ物を買って食べた。》(金大福)

《賃金は食べ物や、歯磨き粉など、日用品で消えて行った。》(崔基昌、『恨』)

洪順義の証言にある「一日3合の米」というのは、現代の我々の感覚からすると、そんなにひもじい量なのかという気もするが、給料は食べ物に全部消えたというのが3人おり、休日に雑炊やお粥を食べに行ったというのは5人もいる。共通項のb₁を見ると、「寮は有刺鉄線で囲まれ、監視塔もあった」ということだが、「食事の量が少なく、いつも空腹で、鉄条網を乗り越えて雑炊を食べに行ったこともある」(李根睦)というから、こうなると、もう命がけである。

こういう幾つもの証言を見ると、実感として彼らがいつもひもじい思いをしていたことは、否定できない事実なのだろう。とすると、どうして同じ徴用なのに、東洋工業との間でこんなに差があるんだろう、と思ってしまう。当時、三菱広島「総務部訓育課半島徴士指導員」として、朝鮮人徴用工の宿泊する三菱西寮に勤務していた深川宗俊は、直接彼らから不満を聞きだしているが、深川はこう証言している⁴⁰⁾。

《まず寮生活の身近なところから彼らの不満をたずねた。日本人とくらべて給料が安いこと、給食が少ないことはだれにも共通していた。(中略)

給食といっても、どんぶり飯、そのうえ大豆等の雑穀がまざっている。米や麦のない日もあった。…ひもじくて眠れぬものは、夜更けてから残飯をあさった。》

従って、彼らが様にひもじい思いをしていたことは間違いないようだが、彼らの逃亡は三人に二人に上っていたことも、同時に深川は証言している⁴¹⁾。

《広島機械、広島造船〔ともに三菱〕とも逃亡者が続出し、その穴うめのために、労務、訓育課等で、随時、人集めに朝鮮に出かけていた。私は西寮事務所で準世帯米穀通帳を預かり、物資の受・配給をしていた。広島機械の朝鮮人徴用工の通帳記載の数字は、当時一二〇〇人であったが、徴用工の実数は四〇〇人余に減少していた。一年たたぬ間に約三分の一以下になったわけである。》

こんなに逃亡者が多かったということは、もっと条件のよい、例えば前述の鄭のいた東洋工業に徴用工が流れたということだろうし、また三菱の側がそれを防ぎ得なかったということでもある。「寮は有刺鉄線で囲まれ、監視塔もあった」ということだが、どれだけ有効に機能していたか、頗る疑問である。「単なるこけ脅し」に過ぎなかったのであれば、「鉄条網を乗り越えて雑炊を食べに行く」ことも、必ずしも「命がけ」とは言えないことになる。状況次第によっては、徴用された側の方が、徴用した側よりも強い態度に出る、ということも起り得たのではないか。深川は、次のようにも書いている⁴²⁾。

《徴用工の不満は、まず最初は唐辛子がないということで、爆発した。食堂に集まった彼らはいっせいに口笛を吹き、どんぶり茶碗をたたく。統一された要求である。あわてた三菱側は遠く九州まで唐辛子の買いあつめにかけずりまわったほどだ。徳光さんは鰻魚を下関まで買いに行った、という。》

これを見ると、三菱の方が朝鮮人徴用工の要求を抑え切れずに、彼らの要求を満たすために奔走している感じである。徴用された側が団結すれば、徴用した側との力関係が逆転することもあったのではないかと考えられる。「傷んで臭いのするご飯が出され、大騒ぎになった」件についても、彼らの意図的な示威行為だったことを、同書は明かしている⁴³⁾。

《三度目〔の不満の爆発〕は、たまたまの休日（日曜日）に、ご飯がすえていたことから起きた。（中略）徴用工のリーダー数名が、どんぶり茶碗をコンクリートの床に叩きつけるのを合図に、全員が窓ガラスをめがけて茶碗を投げつける。西寮は大混乱になった。三菱機械の保安課では緊急招集がかけられ、警官を導入した。保安課は指導者を証拠不十分のままリスト・アップして、西警察署に手渡したため、徴用工の幹部であった南ら四人がその夜のうちに逮捕された。》

以上、原告らは組織的に行動することで三菱側に待遇改善を求め、ある程度はそれに成功もしており、単純に東洋工業は待遇がよく、三菱広島は待遇だけが酷かった、とも言えないことが判る。現に三菱の社史は、「給食の状況」について、こう書いている⁴⁴⁾。

《当時の工場給食、合宿所（寮）の食事内容については、主食は少量の米に大豆カス、うどん、コーリャン、麦、粟などを混ぜて炊いたもので白米食はなく、副食は海草めんなどを入れた汁ものが多かった。それでも三菱に行けば食べ物があるということで、社外からはうらやましがられていたという。》

② 家族送金・給料未払いをめぐる

食べ物の次に不満が多いのが、給料の未払いである。前掲の共通項のaを見ると、46人中27人が三菱側から、「給料の半分は家族に送金する」という説明を受けている。つまり三人に二人が、「給料の半分は家族に送金する」という説明を三菱側から受けながら、共通項のd₂にある通り、「給料の半分は家族に送金されていなかった」と証言している者が10人にも上っている。

もしこれが事実だとすると、会社側の説明は虚偽説明、詐欺だったことになるが、本当のところはどうだったのか。

昭和19年10月に朝鮮総督府労務課が監修した『国民徴用の解説』という本を見ると、問答形式で、次のようなことが書かれている⁴⁵⁾。

《問 家庭に送金する方法はどうかつてゐますか。どうも毎月送られないので、家族が困る場合があるとききましたが……

答 毎月適当な方法によつて、例へば纏めて出身の郡に送るといふ方法などらせてをります。兎に角事業主に責任を負はして家庭送金の杜絶することの絶対にないやうに十分打合せして居ります。今後は家庭送金はきちん ― 行はれると思ひます。》

これは、単なる送金の遅延を言っているのかも知れないが、送金が滞りがちであったことは、当時から問題になっていたようである。これに対する総督府の回答を見ると、今後は「送金の杜絶することの絶対にないやうに」きちんと善処するというのだから、これまでは杜絶しがちであったことを、総督府自らが認めた格好である。

昭和20年3月には総督府の鉱山局長から各事業所宛に、この件に関する通牒も出されている⁴⁶⁾。それを見ると、徴用工の留守家族に送金が届かないので、半島における新規の徴用に支障を来たしつつある。もし今後も改善されないなら、貴事業所には今後勤労者の送り出しの中止は勿論のこと、引き上げも考えるからその積りでという、半分叱責のような、脅しのような通達を出している。これは炭鉱方面の話だが、三菱広島の場合も、給料の半分は家族に送ると言っていたのに、後で帰国してみると、その約束は全然果されていなかった。そう言って怒っている人が、原告の中に10人もいる。

これがもし事実とするなら、どうして三菱は、「給料の半分は家族に送金する」と最初に約束しておきながら、その約束を平気で破るようなことをしたのか。この点の究明も、今後必要になってこよう。三菱重工に、これこれの理由で送金できなかった、或いは送金はしたけれども実際には届いていなかったということを立証する社内史料があるなら、これは是非出していただきたいと思う。

終戦直後に日本側が独自で外地における活動を総括した『日本人の海外活動に関する歴史的調査』によれば、「各家族宛送金」の問題は次のように説明されている⁴⁷⁾。

《阿倍〔信行、朝鮮総督府〕総督は着任するや⁴⁸⁾、…援護の徹底を期すると共に朝鮮労務援護会を創設して…家族の援護に遺憾なきを期するため相当経費を国庫補助として計上すると共に、事業主に於ても相当負担を為さしめて、之を賃金の家族送金、賃金差額補給金、別居手当家族手当等の名目の下に各家族宛送金し其の生活を保護した。尚留守家族に対しては各種物資の優先配給は勿論、愛国班を中心とする隣保相助の風を助長して援護の完璧を期した。殊に本件に付ては十九年度の対内地緊急産業への労務送出に当つては「勤労管理に更に留意すると共に残留家族の扶助援護に力むること、之がため事業主より一定額の定着手当及家族慰労金を支給する」ことを確約せしめた。併し乍らこのことは空襲に伴ふ通信の不円滑又は援護機関の末端不整頓のため送金極めて円滑を欠き政府に対する更に新しき不信の声となつて遂に終戦となつたのである。》

朝鮮総督府当局としては、留守家族の援護に万全を期したが、「空襲に伴ふ通信の不円滑」と朝鮮における「援護機関の末端不整頓のため」、送金が滞り、「不信の声」が募る内に終戦を迎えた、という内容である。ここには「建前」と「実態」の乖離が見受けられるよ

うに思われるが、「空襲に伴ふ通信の不円滑」で家族送金がどのように阻害されたのか、また「援護機関の末端不整頓」とは具体的に何を指すのか、実態の解明が急務である。

あと、これもお金の問題になるが、前述の家族への送金もそうだが、給料への不満が非常にある。以下、給料に関する原告の具体的な証言を拾ってみよう⁴⁹⁾。(ゴチックは引用者)

《給料からは税金、食費、寮費などの他、貯金も控除されていたが、通帳はなく、払い戻しを受けたことはない。給料の半分は家族に送金されているものと信じていた。》(朴昌煥)

《賃金は35円受領したので、残り35円は家族に送られていると思った。》(李炳穆、『恨』)

《給料は昭和20年6月分まで支給を受けたが、税金や寮費の他、貯金も控除された。》(李敏卿)

《給料は毎月37～8円ほど貰っていた。給料を最後に貰ったのは6月であった。》(金敏経)

《賃金は月額28円位あった。》(朴南淳、『恨』)

《給料を受け取るようになって、朝礼の時、給料が余りにも少ないという文句が出た。三菱の職員から、朝礼や月給を受け取る時「一部を今渡し、残りは国を出る時に渡す」という話があった。手取り分以外の給料は貯金されていることを知った。》(李仕雨、『恨』)

《給料は良かったが、食事はひどく…》(張寛秀)

《賃金は工場の事務所で事務員がくれた。》(申鎮雨、『恨』)

《給料は、一部を家族に送り、一部は貯金していると聞かされていたが、受け取っていない》(崔基春)

《給料の一部を、3,4回家族に送ったこともあった。》(方禹植)、《給料を貰って、三分の一の10円を3～4回家族に送金した。》(方禹植、『恨』)

《賃金は一日当たり2円12銭が規定だと聞かされていたが、実際はそのような金額は受け取っていない。控除項目に税金、寮費、家族送金分を表わす記載があった。》(崔基昌、『恨』)

ここから言えることは、大きく分けて四つある。

第一に、給料の額はまちまちだが、全員が何がしかの額は受け取っていたということである⁵⁰⁾。給与の手取り額は、少ない順に28円(朴南淳)、30円(方禹植)、35円(李炳穆)、37～8円(金敏経)で、具体的な金額を証言したサンプル数が少ないので一概には言えないが、まず30円前後と見て大過ないだろう。また、「給料は昭和20年6月分まで支給を受けた」(李敏卿)、「給料を最後に貰ったのは6月であった」(金敏経)とある通り、少なくとも昭和20年6月までは全員が給料を支給されていた、と考えられる。

第二に、平均30円というこの手取り額をどう見るかだが、「朝礼の時、給料が余りにも少ないという文句が出た」(李仕雨)という証言がある一方で、「給料は良かったが、食事はひどく」(張寛秀)といった証言もあり、一概には言えない。中には、「給料を貰って、三分の一の10円を3～4回家族に送金した」(方禹植)という証言さえあり、「給料は食べ

物に全部消えた」という前掲の証言とは、明らかに異なっている。手取り額の使い途は、人によってまちまちであったことが判る。

第三に、「給料からは税金、食費、寮費などの他、貯金も控除されていた」(朴昌煥)、「税金や寮費の他、貯金も控除された」(李敏卿)、「控除項目に税金、寮費、家族送金分を表わす記載があった」(崔基昌)と複数の原告が証言している通り、手取り額以外に、税金・食費・寮費(a)、強制貯金(b)、家族送金分(c)が給料から控除されていた事実がある。尤も、これを当時の朝鮮人鉱夫と比較すると、三菱の場合は(c)の家族送金分まで天引きされていたこと以外は大差ない、と言えるようだ⁵¹⁾。

では、控除される以前の原告の給与総額は幾らだったのか。三菱重工の広島には鑄鉄工場と造船工場の二つがあったが、前掲『国民徴用の解説』によれば、「造船工場では当初の三箇月間は、六十円程度ですが、三箇月過ぎれば百円以上になります」とあるので⁵²⁾、最低100円位はあったと見ていいのだろう。けれども、そこから寮費・食費・税金等が引かれ、強制貯蓄分が引かれ、その上に給料の半分が家族への送金分として差し引かれると、手取りは30円になったというわけである。

しかしこれも、先ほどの東洋工業の場合とは全然違う。鄭は『朝鮮人徴用工の手記』の中で、「私の月給は一四〇円だった」と書いている。そして終戦時には彼は400円の船賃を払って、帰国船をチャーターして、すぐに帰国している。ということは、少なくとも400円以上は貯金があったということになる。三菱の徴用工は毎月30円貰っても、殆ど後には何も残らなかったわけだから、そこには大変な所得格差があったと見なければなるまい。

第四に、「通帳はなく、[強制貯金の]払い戻しを受けたことはない」(朴昌煥)、「一部は貯金していると聞かされていたが、受け取っていない」(崔基春)と、複数の原告が給料(強制貯金)の未払いに言及していることである。しかしこれは、原爆被災による混乱を考えれば情状酌量の余地がある。三菱西寮に勤務していた前述の深川宗俊は、原爆被災当時の混乱について、こう証言している⁵³⁾。

《その日の夜から、徴用工たちの多くは寮に帰らなかった。広島町の町から逃げたもののほかは、構内の防空壕で寝た。(中略)さいわい機械工場の朝鮮人徴用工の死者は、…一人(氏名不詳)であった。(中略)その日以来、寮の指導員はだれも出勤してこなかった。(中略)

三菱広島の両工場の〔日本人〕学徒約三二〇〇人は、敗戦の日をもって学校復帰になった。両工場の朝鮮人徴用工約二八〇〇人は、逃亡などで当時約九〇〇人に減っていた。在籍数は八月二五日をもって徴用解除となった後も日を追って減少していった。(中略)

三菱広島の両工場は徴用解除となった徴用工たちを本国に送り届ける責任を果そうとはしなかった。あたかも自然にいなくなるのを期待しているかのようであった。》

人類史上初の原爆投下直後の広島で、「その日以来、寮の指導員はだれも出勤してこなかった」としても不思議はないし、「三菱広島の両工場は徴用解除となった徴用工たちを本国に送り届ける責任を果そうとはしなかった」と三菱側を非難しても、工場側の被害が軽微であればあるほど(三菱広島は爆心地から4キロほど離れた場所にあり、被害は比較

的軽微だった。実際、三千人近い朝鮮人徴用工の内、判明している限りで言えば、死者は一人だけだった)、誰もが親兄弟の捜索や市内の救助活動に奔走したに違いないから、それは酷というものだろう。

朝鮮人徴用工の強制貯金は、本来であれば退職と同時に引き出せた筈である⁵⁴⁾。引き出せなかったのは、彼ら自身が帰国を急いでいた上に、会社自身も機能麻痺に陥っており、或いは朝鮮人徴用工の殆どが逃亡する中で、未払い金が多くなったと解する他はない。また、会社側が未払い賃金を朝鮮の留守家庭に送付しようとしても、敗戦前後の混乱の中では無事に留守家族の元に届く保証は全くなく、会社内に留め置く他はなかったであろう。

三菱に限ったことではないが、この徴用工への賃金(強制貯金)未払い分については、占領軍とのやり取りもあったらしいが、結局日本政府の指導により、法務局に「供託」させることになったらしい(「朝鮮人労務者等に対する未払金その他に関する件」、1946.10.12)。三菱重工はこの通牒に基づき、1948年9月7日付で徴用工1950名への未払金17万8,479円66銭を広島法務局に「弁済供託」している事実が明らかになっている⁵⁵⁾。この金額は、平均すると徴用工1名当たり92円弱となるが、三菱の側でも朝鮮人徴用工の帰国者に対して、出来るだけのことはしていた。広島法務局に弁済供託した三菱の松本一二郎(当時広島造船所労務課職員)は、次のように証言している⁵⁶⁾。

《戦時中、計画では二千五百人の応徴士〔徴用工を当時はこう呼んだ〕を集めるはずで、私は応徴士のため、三回ソウルへ渡った。ソウル駅で二千人近い若者たちを朝鮮総督府から引き渡され、連れ帰ったこともある。原爆では爆心地から離れていたせいで所内で死者はなかったが、混乱に乗り朝鮮人は続々逃亡、九月下旬の集団帰還の際は八十人ぐらいしかいなかった。帰還は三菱の船で山口県柳井まで運び、下関行きの国鉄切符と渡韓旅費、食費を渡した。ただしこれは造船所だけの話で、機械製作所の処理の仕方は知らない。》

東洋工業も含め、多くの会社が同様の供託をしていることから、原爆もしくは終戦時の混乱の中、大多数の徴用工が逃亡して所在不明となり、また会社自身も機能麻痺に陥ったことから、未払金の支払いに困り、こういう手段を取ったものと思われる。但し、上記の未払金の供託は、家族への未送金とはまた別の話であろう。

この辺りの事情は、別途究明する必要があるが、今回の韓国の大法院判決に対して日本が取るべき今後の政治的対応とはまた別に、朝鮮人戦時労働者の「強制連行」「強制労働」と指弾されているものの実態について、一つ一つの事例を積み重ねていくことで、全体像を明らかにする努力が、今後必要になってくるだろう⁵⁷⁾。その際、新日鉄や三菱の内部資料があれば、それも提供してもらいながら、左派の一方的主張に対する、事実に基づく反論をしていく必要があると思われる。

註

- 1) 「徴用工問題（朝鮮人・中国人「強制連行」）に関する文献目録」、『歴史認識問題研究』第2号、平成30年春夏号。「朝鮮人・中国人「強制連行」に関する文献目録（2）」、『歴史認識問題研究』第3号、平成30年秋冬号。
- 2) 拙論「朝鮮人・中国人「強制連行」問題の起源—運動史的観点からの一考察」、『歴史認識問題研究』第3号、平成30年秋冬号、48頁。
- 3) 櫻井よしこ・西岡力「韓国のウソを生んだ反日日本人たちよ」、『正論』平成31年2月号。「韓国併合」100年日韓知識人共同声明」の全文も、この対談の末尾に掲載してある。
- 4) 日本の裁判での原告2名に、韓国で新たに3名の原告が加わり、5名となったが、控訴審からは1人減って、この4名となった。韓国の原告には、表4の2名の他に新千鶴・汝矣島も加わったという情報もあるが、詳細は不明である。
- 5) 例えば、早いものでは西岡力「韓国の対日「歴史戦」に対応せよ」、産経新聞「正論」欄、2018年11月1日付。これを敷衍したものとして、西岡力「奇怪な「日本統治不法論」」、『正論』平成31年1月号。
- 6) 大法院判決文、3頁。（「韓国戦後補償裁判総覧」K12、「新日鉄住金徴用工事件再上告審判決」を参照）
- 7) 大阪地裁判決文、183頁。（「日本戦後補償裁判総覧」53、「日鉄大阪製鐵所元徴用工損害賠償請求訴訟」を参照）
- 8) 同上、212～213頁。
- 9) 前掲大法院判決文、4頁。李はこの裁判の原告中、唯一の生存者で、昨秋10月30日の大法院判決以来、ベレー帽・車椅子姿でマスコミに度々登場した。
- 10) 日本製鉄の社史を見ると、「昭和17年から18年にかけて、…特殊労務者として朝鮮人工員を集団移入するとともに、学徒・女子挺身隊・勤労報告隊を受入れ、補助的作業部門に使役した」（『日本製鉄株式会社史』昭和34年、686頁）とある。この場合の「勤労報国隊」は日本人を指しているようだが、日鉄では学徒・女子挺身隊・勤労挺身隊を朝鮮人工員などと共に「特殊労務者」と呼んでいたようである。尚、昭和20年8月15日現在の日鉄従業員は、「普通工員・雇員・職夫」が76,346名、特殊労務者が99,116名（うち朝鮮人工員5,555人）であった（同、689頁）。
- 11) 前掲大法院判決文、4頁。
- 12) 朝鮮総督府労務課の監修した『国民徴用の解説』（昭和19年10月）には、「朝鮮の女子挺身隊は、みな官の指導幹旋によるもので、内地の最も労務管理の立派な、施設の整った飛行機工場等に出してをります。その工場は工場か学校の延長かどちらか解らない様に立派なものです。今後ともこの官の指導幹旋を建前とする心算です。」とある（同66頁、樋口雄一編『戦時下朝鮮人労務動員基礎資料集』Ⅲ所収、緑蔭書房、2000年、210頁）。また、秦郁彦『慰安婦と戦場の性』新潮社、1999、367頁も参照。
- 13) 名古屋地裁判決文、72-73頁。（「日本戦後補償総覧」59、「三菱名古屋・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟」の項を参照）
- 14) 名古屋高裁判決文、15頁。（同上）
- 15) 伊藤孝司編著『〈証言〉従軍慰安婦・女子勤労挺身隊—強制連行された朝鮮人女性たち』風媒社、1992、33-36頁。
- 16) 同上。
- 17) 同上、28-30頁。
- 18) 控訴人最終準備書面、2006年12月5日、62頁。（名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会HPを参照）
- 19) 同上、73頁。
- 20) 前掲名古屋高裁判決文、15頁。
- 21) 前掲『〈証言〉従軍慰安婦・女子勤労挺身隊』16-17頁。
- 22) 河合志ん「朝鮮挺身隊の少女たち」、『悲しみを繰り返さぬよう ここに真実を刻む—東南海地震・三菱名航道徳工場の記録』東南海地震・旧三菱名航道徳工場犠牲者調査追悼実行委員会、1988、46頁。
- 23) 前掲『〈証言〉従軍慰安婦・女子勤労挺身隊』、24頁。

- 24) 同上、30-32頁。
- 25) 同上、18頁。
- 26) 『証言する風景一名古屋発／朝鮮人・中国人強制連行の記録』風媒社、1991、87頁。給料袋の裏には、「われ等は 天皇陛下の御ために生き／われ等は 天皇陛下の御ために働き／われ等は 天皇陛下の御ために死なむ」という標語が印刷してあり、当時の雰囲気が見られる。
- 27) 前掲『〈証言〉従軍慰安婦・女子勤労挺身隊』、24頁。
- 28) ブランドン・パーマー『検証 日本統治下朝鮮の戦時動員 1937-1945』草思社、2014、264頁。
- 29) 山川修平『人間の砦—元朝鮮女子勤労挺身隊・ある遺族との交流』三一書房、2008年。また、前掲『証言する風景』、79頁。
- 30) 同上、83頁。
- 31) 原告の一人、梁錦徳は別の裁判（関釜裁判）の本人尋問で、山添舎監について次のように証言している。「山添三平寮長は父親のように可愛がってくれた。「母さん」「兄さん」と呼べと言われた人達は仕事をせかすだけだったが、山添さんだけは実の父親のような気がしていた。立派な人だった。」（1996年7月25日、第15回口頭弁論、「関釜裁判ニュース」第17号所収）
- 32) 山添達夫「三菱第四菱和寮での思い出」、前掲『悲しみを繰り返さぬよう ここに真実を刻む』、50-51頁。
- 33) 前掲『〈証言〉従軍慰安婦・女子勤労挺身隊』、22頁。
- 34) この証言は、広島高裁判決文（前掲『日本戦後補償裁判総覧』41、「三菱広島・元徴用工被爆者未払賃金等請求訴訟控訴審判決」2005.1.19、79～111頁）と、原告全員のプロフィールを紹介した三菱広島・元徴用工被爆者裁判を支援する会編『「恨」三菱・広島・日本—46人の韓国人徴用工被爆者』（創史社、2010、106～117頁）の二つのソースから採った（煩雑に亘るので一々頁は記していない）。引用文の名前の後、もしくは表6の備考欄に『恨』とあるのは、後者から採ったことを指す。
- 35) 鄭の手記については、本誌前号で西岡力氏が紹介しており、そちらも参照されたい。
- 36) 鄭忠海『朝鮮人徴用工の手記』河合出版、1990、23頁。
- 37) 同上、31-32頁。
- 38) 同、32頁。
- 39) 註34に同じ。
- 40) 深川宗俊『海に消えた被爆朝鮮人徴用工』明石書店、1992、19頁。
- 41) 同上。
- 42) 同上、51頁。
- 43) 同上。
- 44) 広島製作所50年史編さん委員会編『三菱重工広島製作所五十年史』三菱重工業株式会社製作所、平成7年、53頁。
- 45) 朝鮮総督府労務課監修『国民徴用の解説—疑問に答へて一問一答式に』国民総力朝鮮連盟、昭和19、53-54頁。（樋口雄一編『戦時下朝鮮人労務動員基礎資料集』Ⅲ所収、緑蔭書房、2000、197-198頁）
- 46) 「半島送出勤労働者ノ送金其ノ他ノ連絡方ニ関スル件」、朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行強制労働の記録』北海道・千島・樺太篇、現代史出版会、昭和49年、178-179頁。
- 47) 大蔵省管理局編『日本人の海外活動に関する歴史的調査』通巻第十冊朝鮮篇第九分冊、73頁。（高麗書林、1985復刻、第3冊、朝鮮篇（下）所収）
- 48) 阿部の総督就任は、昭和19年（1944）7月24日である。
- 49) 註34に同じ。
- 50) 崔基春の証言に、「給料は、一部を家族に送り、一部は貯金していると聞かされていたが、受け取っていない」とあるが、これは家族送金分と強制貯金分を「受け取っていない」という意味だろう。つまり、それ以外の給料については受け取っていたのだと思われる。
- 51) 李宇衍氏は、異なる資料から当時の朝鮮人鉱夫の給与額を分析した結果として、次のように指摘している。「賃金は強制貯蓄、食費、その他の雑費を引いても少なくとも四割程度の金額が手取り分として残る金額であったことを示している。この四割以上の現金があるため、会社側は〔家族への〕送金を強く勧めたが、従わない朝鮮人も多かった。（中略）先行研究では、強制貯蓄、各種積立金、食費、その他の雑費等を差し引くと、残るものがなく、ごく僅かな額の「小遣

い」に過ぎず、従って送金する余裕はなかったとしている。しかし、強制貯蓄等を控除しても賃金の四割以上が残り、この金額から自身の意志であろうが労務係の強要であろうが、家族に送金したり、そうでなければ現地で消費したりした。」(李宇衍『戦時期日本へ労務動員された朝鮮人鉱夫(石炭、金属)の賃金と民族間の格差』、『エネルギー史研究』32、2017、67頁)

- 52) 前掲『国民徴用の解説』43頁(前掲『戦時下朝鮮人労務動員基礎資料集』Ⅲ所収、187頁)。
- 53) 深川、前掲書、23～26頁。
- 54) 李宇衍は前掲論文の中で、次のように指摘している。「日本敗戦直後〔強制〕貯金を清算、引き出すことができず急に帰国した場合を除けば戦時期にかけて貯蓄は退職と同時に普通に引き出すことができた。」(李、前掲論文、83頁)
- 55) 深川、前掲書、185頁。
- 56) 毎日新聞、1974年1月29日付(深川前掲書、186頁より再引)。
- 57) 李宇衍の前掲論文(2017)は、朝鮮人の賃金は日本人の半分程度であり、そこには「民族差別」があったとする、朴慶植以来の先行研究の誤りを指摘し、「朝鮮人炭・鉱員の賃金は日本人の賃金とそれほど大きな差はなく」、「賃金の民族差別」は存在しなかったことを立証した画期的な研究であるが、今後の課題として「先行研究は賃金のうち強制貯蓄として差し引かれた金額が非常に大きかったと主張したが、だとしたら貯蓄金は朝鮮人に公平に支払われたのかどうか問題であろう。また、朝鮮人の朝鮮にいる家族への送金はまともに家族に送られたのかどうかも明らかにしなければならない」(李、前掲論文、79頁)、と指摘している。